

羽村市生涯学習審議会の会議の傍聴に関する定め（案）

令和8年3月27日
審 議 会 決 定

（趣旨）

第1条 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、羽村市生涯学習審議会（以下、「審議会」とする。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は5人以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは抽選により決定する。

（傍聴の事前周知）

第3条 審議会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及びウェブサイト等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

（傍聴の手続き）

第4条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、羽村市生涯学習審議会傍聴人名簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

（傍聴人の入場）

第5条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

（会議場への入場禁止）

第6条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- （1）人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- （4）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2）静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- （3）会議の妨害となる行為をしないこと。
- （4）傍聴により知り得た情報により、審議会若しくは特定委員を中傷するような行為又

は類する行為を行わないこと。

- (5) 写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への資料の配布)

第9条 傍聴人には議事次第及び資料を配布する。ただし、資料の内容に不開示情報が含まれている場合は、この限りではない。

2 配布した資料は会議終了後、これを回収する。なお、資料については、審議会を所管する課の窓口において閲覧に供するものとする。

(会議の非公開等)

第10条 会長は、審議会に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

2 会議が書面会議となった場合は、傍聴は設定しない。

(委任)

第11条 この定めによるもののほか、審議会の傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、令和8年3月27日から施行する。